

熱海市農業委員会

令和6年4月総会 議事録

1. 日 時 令和6年4月25日(木) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出席者 出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏
出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 佐藤 瑞生
出席職員(事務局) 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審議案件
1. 非農地証明申請について
 2. 非農地証明申請について
 3. 農地転用事実確認について
 4. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 5. 非農地証明申請について
 6. 非農地証明申請について
 7. その他
5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分
- 事務局 (人事異動職員の挨拶)
- 山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は5番相磯さんと6番松浦さんです。議案1号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が水口町 、地目が登記畑・現況山林、面積244㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和46年3月31日、耕作以外に供した理由が、昭和46年3月に の一部244㎡を、新築した建物の敷地としたため、農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法の手続きに詳しくなかったためということです。その他の農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、

宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。補足ですが、業者が何度も相談に来ているんですが、後ろの写真を見たらえればわかると思いますが、耕作しているので非農地にはできませんと、何度も説明しているが理解してもらえず、どうしても申請を出すということで、出てきた案件です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 安井さん調査に行った状況はいかがですか。

安井 靖雄委員 写真にあるとおり、耕作しているという現状でした。

山田 秀明議長 ほかにご意見などございませんか。

長津一男推進委員 現況が山林になっているけど、畑じゃないの。

事務局 現況は税務課の判断になりますので、山林となっておりますが、実際には畑をやっているという状況です。

山田 秀明議長 これが非農地証明になった時には、登記はどのような地目になるんですか。

事務局 登記は法務局の判断になるので、わかりません。

山田 秀明議長 建物があるんですね。

事務局 建物はないです。畑の部分だけです。

沢田 敏委員 建物と畑はつながっているの。

事務局 筆は違いますが、2メートルぐらいの法面があって、隣同士です。

田中公一推進委員 申請者がどうしたくて申請を出してきたんでしょうね。

事務局 結局は、売買したくて出してきたと思いますが、耕作する人に売るか、転用で売るかで申請を出してくださいと説明はしましたが、理解してもらえず、どうしても非農地で出したいということでした。非農地は農地じゃないから非農地であって、作物を育てているところは、絶対に非農地にはしないですという話はしたんですけど。

田中公一推進委員 耕作しているのは一部分でしょ。

事務局 いや、この写真が全面です。

安井 靖雄委員 全体が畑で、急勾配な場所で段々になっている状況です。

高橋 恒夫委員	竹藪は違うの。
事務局	竹藪は違います。家の通路の横から、写真の法面までです。
安井 靖雄委員	不承認となったら、申請者に通知してどうなるんですか。
事務局	申請者に不承認の通知をして終わりになります。非農地の申請が、申請書の下ところに会長印を押して、農地でないことを証明しますということで、1部返却し法務局で地目の農地を外す作業を行います。今回は証明のほうは斜線を引き、不承認の通知をつけて返却します。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。なければ不承認ということでもよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案2号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、泉元宮上分 地目が登記宅地・現況畑、面積423㎡。 登記・現況畑、面積1229㎡です。耕作以外に供した年月日が不詳。耕作以外に供した理由は、所有者がなくなっているため詳細は不明ということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなかったため。その他は、農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	尾崎さん調査に行った状況いかがですか。
尾崎隆英推進委員	写真を見てももらえればわかると思いますが、山林化していますので、非農地で問題ないと思います。
山田 秀明議長	登記が宅地になっているけど、住宅が建っていたんですか。
事務局	建っていないです。ここは前から相談に来ていたところで、ドローンの研修を行う場所にしたいということで、最初に今回の2筆で相談がありましたが、接道がないため5条申請は受付できないことを説明したところ、道路までの農地も購入する計画を立てたようで、先に手前の農地が非農地の許可を受け、今回の申請になりました。ドローンの許可については、農業委員会の管轄ではないため、許可を扱う機関で話を聞くように説明しました。現在は、写真で見ただくとわかると思いますが、建物とかはなく、畑ではない状態です。現地を見に行った時も、今回の申請地には入る道がないため、道路から中に入らず、写真を見ながらの説明になりました。

た。

山田 秀明議長

ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案 3 号転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 3 号農地転用事実確認願です。

土地の所在が、下多賀 登
記田・現況その他、面積 1 2 4 7 m²、下多賀 登記田・現況その他、
面積 8 9 m²です。許可年月日が令和 5 年 1 月 1 8 日。使用目的が介護・看護施設。
建築面積が 3 7 2 . 7 5 m²、転用完了年月日が令和 6 年 3 月 1 5 日。その他の農地
の区分が第 2 種、農振の区分が地域内白地、宅造規制なし、風致地区が無指定、用
途区分が第 1 種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯恵利子委員

ちゃんと建物が建っていて問題ないと思います。

山田 秀明議長

これについては、令和 5 年 1 月に 5 条の許可が出て、建物ができて農地転用事実
確認願が出てきたということです。ご意見等ございますか。承認ということでよろ
しいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案第 4 号、農地法第 3 条の申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 4 号、農地法第 3 条の規定による許可申請書についてです。

許可を
受けようとする土地の状況は、泉元宮下分 地目が登記畑・現況畑、面
積 6 3 8 m²です。契約の内容が所有権の移転、譲受人及びその世帯員が現に所有す
る農地はなし、譲受人及びその世帯員の機械の所有の状況が、チェーンソー 1 台・草
刈り機 1 台・耕運機 1 台購入予定です。作付作物、作付面積が、柑橘類を 6 3 8 m²
です。農作業に従事する者が、 男性、会社員、農作業経験等の状況
が 2 年、年間農作業従事日数が 7 0 日、臨時雇用労働力がなし、備考が世帯員（年
間従事日数 7 0 日）と農作業を行っていく。研修等受講予定ということです。住所
地からの距離が、自宅から車で 3 時間ですが、農作業時は叔母宅より車で 3 0 分で
す。その他は農地の区分が第 2 種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致
地区が第 1 種、用途区分が非線引き地区です。補足として、譲受人が荒れていた譲
渡人の叔母の農地をどうしても残したくて 2 年かけて、写真の状況まで管理したと
いうことです。自宅は車で 3 時間と遠いですが、作業時は譲渡人の叔母宅より通う

ということです。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 高橋さん調査に行った状況いかがですか。

高橋 恒夫委員 現在は写真の状態で、まだまだですが畑に戻していくということで問題ないと思います。

山田 秀明議長 ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案5号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、上多賀 登記田・現況畑、面積が33㎡、上多賀 登記・現況畑、面積が81㎡、上多賀 登記山林・現況畑、面積321㎡です。耕作以外に供した年月日が不詳、耕作以外の目的に供した理由が、前面の道路拡張時ということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなかったため。その他は、 が農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が無指定、その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員 最初の農地は接道がなく入ることができないため非農地で問題ないと思います。次の農地は半分くらいアスファルトが張られていて、非農地で問題ないと思います。最後の農地は山林化していて、非農地で問題ないと思います。

山田 秀明議長 他にご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案6号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第6号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、泉元門川分 地目は登記畑・現況畑、面積が314㎡、泉元門川分 登記原野・現況畑、面積が323㎡です。耕作以外に供した年月日が平成17年2月、耕作以外の目的に供した理由が相続をしたが農業を行うことができなかったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内、宅造規制あり、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議を

	お願いします。
山田 秀明議長	尾崎さん調査に行った状況いかがですか。
尾崎隆英推進委員	太い木を切っている状態でしたが、根株が多く非農地で問題ないと思います。
山田 秀明議長	農道入って、建物の裏のところですか。
事務局	そうです。ここも所有者から相談がありましたが、周辺がしっかり農業をやっている農地が多いので、先に組合に相談してみてもいいかなという話をしたところ、組合で農地がどういう状況か見たいということで、木を切って確認したということでした。
安井 靖雄委員	写真は木を切る前の写真ですか。
事務局	切った後の写真です。
山田 秀明議長	ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 令和7年度調査・総会日程について
委員に説明し了承。
2. 令和7年度税制改正要望について
委員に説明し了承。
3. 令和7年度最適化施策に関する意見・要望について
委員に説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

5 番 委 員 相 磯 恵 利 子

6 番 委 員 松 浦 忠

熱海市農業委員会

令和6年5月総会 議事録

1. 日 時 令和6年5月24日(金) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者
- | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|
| 出席委員 | 高橋 恒夫 | 安井 靖雄 | 山田 秀明 |
| | 相磯 恵利子 | 松浦 忠 | 西島 壽雄 |
| | | | 沢田 敏 |
| 出席推進委員 | 尾崎 隆英 | 田中 公一 | 長津 一男 |
| | | | 小松 久峰 |
| 欠席委員 | 榎本 忠幸 | 佐藤 瑞生 | |
| 出席職員(事務局) | 遠藤 浩一 | 岡部 隆一 | 松村 光庸 |

4. 審 議 案 件
1. 農地転用事実確認願について
 2. 特定農地貸付の承認申請について
 3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 4. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 5. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 6. 非農地証明申請について
 7. その他

5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は7番西島さんと8番沢田さんです。議案1号農地転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地転用事実確認願です。土地の所在が、下多賀、登記畑・現況宅地、面積100㎡です。許可年月日が昭和52年9月26日。使用目的が住宅。建築面積が54.19㎡、転用完了年月日が昭和53年6月30日。その他の農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 小松さん調査に行った状況はいかがですか。

小松久峰推進委員 県道の拡幅工事に用地にかかる土地になります。今現在は家が建っています。

山田 秀明議長 既に家が建っている、宅地ということですね。これについては県道の拡幅のための工事で、用地に家が建っていて、農地転用の許可を受けて家を建てたが、登記が農地のままだったので、事実確認を受けて地目を変えるということです。ご意見はございませんか。承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案2号特定農地貸付の承認申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、特定農地貸付の承認申請についてです。
土地の所在が、下多賀 地目が登記田・現況畑、面積415㎡
です。貸付協定は令和6年5月2日に市と結んでいます。区画数が12区画、1区画が平均34.58㎡です。賃料が1区画年間平均10,500円です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。市民農園を行うための申請になります。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員 問題ないと思います。

山田 秀明議長 ほかにご意見などございませんか。承認ということによろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案3号農地法第5条第1項の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。
土地の所在が、上多賀 地目が登記田・現況畑、面積が1622㎡
です。転用計画の転用の目的が資材置き場。権利設定事由は譲受人が事業に使用する工事車両や、資材の置場として利用したいということです。工期が令和6年12月20日から令和7年1月31日。建築面積が1622㎡です。権利の内容が所有権の移転。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員 ちゃんとやっている畑でもったいないですが、しょうがないですね。問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見等ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、上多賀 地目が登記田・現況雑種地、面積が138㎡です。転用計画の転用の目的が資材置き場。権利設定事由は譲受人が事業に使用する工事車両や、資材の置場として利用したいということです。工期が令和6年12月20日から令和7年1月31日。建築面積が138㎡です。権利の内容が所有権の移転。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについては農地思わなかったため分筆し舗装してしまったということで、始末書を出してもらい、県にも提出済みです。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員 写真のとおりコンクリートで舗装してある状況です。

山田 秀明議長 道路部分という感じですか。

事務局 分筆する前も奥の畑に行くための車の通れる通路として使っていたので、分筆しなければ問題なかった農地です。

山田 秀明議長 ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案5号、農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、上多賀 登記田・現況畑、面積が224㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし。機械の所有の状況はなし。作付け作物・面積が野菜を224㎡です。農作業に従事する者が 74歳男性で会社員、農作業経験が10年。年間農作業従事日数が200日。臨時雇用労働力は

なしです。住所地からの距離は徒歩5分。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。現在は譲受人が管理しているということでした。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員 写真を見てもらうとわかると思いますが、譲受人が管理しているということできれいになっているのがわかると思います。問題ないと思います。こういう場合条件が合わないと思えないでしょ。農業やっているとか。

山田 秀明議長 個人なら買えます。

事務局 以前は下限の面積というものがあって、熱海市は1000㎡以上じゃないと新規の農地取得ができなかったんですが、全国で撤廃になりましたので面積の要件は無くなりました。熱海市は地形的に集積や集約することが難しいので、農業所得が低いとか、自家消費とかでも、やる気があるならば許可しています。

山田 秀明議長 他にご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案6号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第6号、非農地証明申請についてです。
土地の所在が、上多賀 地目は登記畑・現況原野、面積が35㎡です。耕作以外に供した年月日が不詳、耕作以外の目的に供した理由が平成30年の相続時には、既に原野の状態であった。最初は南西側の隣地の農地への進入路だったが、隣地も畑としての実体はなく通路として使用するものがいなくなったため、隣地に取り込まれる形で原野状態になっていったと思われる。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯恵利子委員 50cmぐらいの細い土地で使いようがない土地でした。問題ないと思います。

山田 秀明議長 ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 畑作業について
日程調整し委員了承。
2. 自動直進アシスト機能を有する農業機械等を使用する際の農作業事故の防止について
委員に説明し了承。
3. 農作業中の熱中症対策の徹底について
委員に説明し了承。

議長 山田秀明

7番委員 西島壽雄

8番委員 沢田敏

熱海市農業委員会

令和6年6月総会 議事録

1. 日 時 令和6年6月25日(火) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏
出席推進委員 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 安井 靖雄 佐藤 瑞生 尾崎 隆英 田中 公一
出席職員(事務局) 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 2. 特定農地貸付の承認申請について
 3. 農用地利用集積計画の決定について
 4. 農用地利用集積計画の決定について
 5. 農用地利用集積計画の決定について
 6. その他

5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は1番榎本さんと2番高橋さんです。議案1号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、水口町 登記畑・現況山林、面積が244㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし。機械の所有の状況はレシプロソー1台、草刈り機1台。作付け作物・面積が野菜90㎡、柑橘50㎡です。農作業に従事する者が、農作業経験がなし。年間農作業従事日数が150日。臨時雇用労働力はなしです。当面は譲渡人の指導を受けて、研修等も受講予定です。住所地は申請地の隣です。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

高橋さん調査に行った状況はいかがですか。

高橋 恒夫委員

5ページに写真が載っていますが、面積は大したことないですが農業をやってくれるということで、いいと思います。

山田 秀明議長

4月には非農地証明が出て不承認になったところですが。今度は3条申請で耕作しますという申請が出てきたものです。ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案2号特定農地貸付の承認申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第2号、特定農地貸付の承認申請についてです。

土地の所在が、上多賀 地目が登記畑・現況畑、面積1,951㎡です。貸付協定は令和6年5月13日に市と結んでいます。区画数が18区画、1区画が平均108.3㎡です。賃料が1区画年間平均12,000円です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。市民農園を行うための申請になります。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

長津さん調査に行った状況はいかがですか。

長津一男推進委員

30～40年前からやっているところですが。問題ないと思います。

山田 秀明議長

貸付協定は令和6年5月にやっていますが、40年ぐらい前から市民農園としてやっているところですが。今まで手続きが無くやっていたので、今回手続きをしても良かったということですね。

事務局

そうです。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案3から議案5は農地バンクへの貸付ということで、一括で行います。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてです。利用権を設定する方の貸付人が さん。借受人が静岡県農業振興公社。土地の所在が下多賀 地目が台帳畑・現況畑、7,140㎡、下多賀 台帳原野・現況畑、140㎡、下多賀 台帳畑・現況畑、26㎡です。権利設定期間

が10年で、年間賃料は0円で使用貸借です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。議案4、利用権を設定する方の貸付人が さん。借受人が静岡県農業振興公社。土地の所在が下多賀 地目が台帳畑・現況畑、386㎡、下多賀 台帳畑・現況畑、591㎡、下多賀 台帳畑・現況畑、46㎡です。権利設定期間が10年で、年間賃料は0円で使用貸借です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。議案5、利用権を設定する方の貸付人が さん。借受人が静岡県農業振興公社。土地の所在が下多賀 地目が台帳畑・現況畑、429㎡です。権利設定期間が10年で、年間賃料は0円で使用貸借です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

所有者から農地バンクに貸し付けて、農地バンクから希望者に貸し付けるという流れになります。ご意見ございますか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 農業委員会業務必携について
委員に説明し配布。

議 長 山 田 秀 明

1 番 委 員 榎 本 忠 幸

2 番 委 員 高 橋 恒 光

熱海市農業委員会

令和6年7月総会 議事録

1. 日 時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏
出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生
出席職員(事務局) 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 農地転用事実確認願について
 2. 農地転用事実確認願について
 3. 農地転用事実確認願について
 4. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 5. 非農地証明申請について
 6. 農地転用事実確認願について
 7. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 8. その他

5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長

それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は3番安井さんと5番相磯さんです。議案1号は農地転用事実確認願についてですが、議案1から議案3まで同じ建物ですので併せて審議します。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地転用事実確認願です。

土地の所在が、下多賀 登記畑・現況その他、面積464㎡、下多賀 登記畑・現況その他、面積38㎡です。許可年月日が令和1年12月24日、使用目的が旅館及び駐車場。議案第2号が、下多賀 登記畑・現況その他、面積77㎡、下多賀 登記畑・現況その他、面積509㎡。許可年月日が令和1年12月24日、使用目的が旅館

及び駐車場。議案第3号が、下多賀 登記畑・現況その他、面積49㎡、許可年月日が令和3年4月22日、使用目的が石積み擁壁工です。転用完了年月日が令和6年6月27日。その他の農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況はいかがですか。

相磯 恵利子委員 建物と駐車場もちゃんと出来ていたので問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案4号農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

こちらは市に農地所有適格法人の届けを出して受理しているところになります。土地の所在が、下多賀 登記・現況畑、85㎡、下多賀 登記山林・現況畑、5,288㎡、下多賀 登記・現況畑、2,985㎡、下多賀 登記・現況畑、2,775㎡、下多賀 登記・現況畑、218㎡、下多賀 登記・現況畑、95㎡、下多賀 登記山林・現況畑、221㎡、下多賀 登記・現況畑、797㎡。合計で12,464㎡です。契約の内容が所有権移転。法人が所有する農地が、所有が2,021㎡、賃借が15,695㎡です。所有する機械が、トラクター3台、チップパー1台、動力噴霧器2台、農業用ドローン1台、軽トラ4台です。作付け作物・面積がレモンで12,464㎡です。農作業に従事する者が、法人が事業を行う期間が19年4か月。年間農作業従事日数が280日です。住所地の距離が熱海事業所から10分です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分はが地域内白地、その他が地域内青地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 松浦さん調査に行った状況いかがですか。

松浦 忠委員 2年ぐらい耕作できてなかったですが、最近草刈など行われて問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。

長津一男推進委員 従業員は何人ぐらいいるんですか。

事務局	6人です。
長津一男推進委員	そのうち何人か来て耕作するんですか。
事務局	何人か来るのか、1人来てこちらで雇うのかだと思います。
沢田 敏委員	長野では何を作っているんですか。
事務局	ほとんどがお米です。
安井 靖雄委員	これから新規でレモンをやるんですか。
事務局	レモンが植栽されているところがあります。そのほかは、レモンに植え替えるということです。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案5号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、下多賀 登記畑・現況原野、408㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和46年ごろ、耕作以外の目的に供した理由が昭和46年に転用の許可を受けたが、平成27年に母が相続した時には現況のとおりであったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は不明。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	沢田さん調査に行った状況いかがですか。
沢田 敏委員	現況は荒れていて、非農地としては問題ないと思います。
山田 秀明議長	分譲地の中の1つですね。
沢田 敏委員	そうですね。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案6号農地転用事実確認願です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第6号、農地転用事実確認願です。 土地の所在が、下多賀 登記田・現況その他、面積46㎡です。許可年月日が平成19年12月21日。使用目的が駐車場です。転用完了年月日が平成20年1月31日です。その他の農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 小松さん調査に行った状況いかがですか。

小松久峰推進委員 向かい側の家の方が駐車場を作ったということで、採石が敷いてある状況です。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案7号農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 土地の所在が、上多賀 登記・現況畑、8,056㎡、上多賀 登記山林・現況畑、1,246㎡、上多賀 登記・現況畑、99㎡、上多賀 登記田・現況畑、195㎡、上多賀 登記田・現況畑、36㎡。合計で9,632㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人が所有する農地はなし。所有する機械が、譲渡人が所有しているものを譲り受けるということです。作付け作物・面積がミカンで9,632㎡です。農作業に従事する者が。農作業経験はなし。年間農作業従事日数が200日。臨時雇用労働力はなし。常時雇用を2名予定。農協主催の研修に積極的に参加していく。伊東市のミカン農家が協力予定ということです。住所地の距離が山梨県となっておりますが伊東市に自宅があり住んでいるようで、自宅から30分です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員 かなり広い農地で手入れも行き届いてましたけど、ただ、農業経験がない女性が大丈夫なのかなと思いました。

山田 秀明議長 農業経験がないんですね。

長津一男推進委員 農業経験がない人ができるのかなと思いました。

安井 靖雄委員 写真は譲渡人が手入れしていたってことですか。

事務局	そうです。
沢田 敏委員	許可を出した後は見に行くんですか。
事務局	毎年皆さんが行う調査で見ていただくのと、国の調査は7年間ぐらいどういう状況か見ます。
長津一男推進委員	現状、所有者が高齢だからね。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 農作業事故防止の注意喚起について
委員に説明し了承。
2. 熱中症への注意について
委員に説明し了承。
3. 活動費について
委員に説明し了承。
4. 湯河原町との意見交換会について
委員に説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

3 番 委 員 安 井 靖 雄

5 番 委 員 相 磯 恵 利 子

熱海市農業委員会

令和6年8月総会 議事録

1. 日 時 令和6年8月23日(金) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏
出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 佐藤 瑞生
出席職員(事務局) 遠藤 浩一 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 2. 農地転用事実確認願について
 3. 農地法第3条の規定による許可申請書について
 4. その他

5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号農地法第5条第1項の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、下多賀 地目が登記田・現況雑種地、面積が299㎡です。転用計画の転用の目的が自己住宅。権利設定事由は譲受人が現在親と同居しているが、結婚・子供の誕生による家族構成の変化により、住居が手狭になった。また、将来の親の介護等のため、同じ地区に新居をもうけたいということです。工期が令和6年9月10日から令和7年3月10日。建築面積が107.44㎡です。権利の内容が使用貸借。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況はいかがですか。

相磯恵利子委員 周辺は住宅が多く問題ないと思います。

山田 秀明議長 4ページを見てもらうとわかりますが、申請地上の住宅が、現在親と住んでいる住居です。ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案2号、農地転用事実確認願についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地転用事実確認願です。 土地の所在が、泉元宮上分 登記畑・現況その他、面積325㎡です。許可年月日が昭和52年7月27日。使用目的が住宅。建築面積が76.14㎡、転用完了年月日が昭和60年6月12日。その他の農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制なし、風致地区が第1種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 高橋さん調査に行った状況はいかがですか。

高橋 恒夫委員 10ページを見てもらうとわかると思いますが、問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案2号特定農地貸付の承認申請です。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、特定農地貸付の承認申請についてです。 土地の所在が、下多賀 地目が登記田・現況畑、面積415㎡です。貸付協定は令和6年5月2日に市と結んでいます。区画数が12区画、1区画が平均34.58㎡です。賃料が1区画年間平均10,500円です。その他が農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。市民農園を行うための申請になります。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員 問題ないと思います。

山田 秀明議長 ほかにご意見などございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案3号、農地法第3条の規定による許可申請です。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回は遺言による相続人以外への特定遺贈ということで先に説明させていただきます。資料の注2に書いてありますが、民法964条の規定による遺贈の場合、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈については、施行規則第15条第5号により許可不要のため、相続人以外への特定遺贈のみが単独申請の対象となる。また申請者は遺言執行者または相続人の単独申請か望ましいとなっています。今回は、遺言による相続人以外への特定遺贈で申請者は遺言執行者ということになります。

土地の所在が、上多賀 登記・現況畑、59㎡、上多賀 登記・現況畑、76㎡、上多賀 登記・現況畑、638㎡、上多賀 登記・現況畑、803㎡、上多賀 登記・現況畑、1,976㎡、上多賀 登記・現況畑、109㎡、上多賀 の3分の1、登記・現況畑、413㎡、上多賀 の3分の1、登記・現況畑、253㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし。機械の所有の状況は草刈り機1台所有、動力噴霧器1台購入予定です。作付け作物・面積は柑橘類が4,000㎡、野菜が135㎡です。農作業に従事する者が 農作業経験が10年。年間農作業従事日数が100日。臨時雇用労働力は2名です。子供と2人で耕作していく。周辺農業者や前所有者が手助けを受けていたベテラン農業者にも手伝いをしてもらいながら学んでいき、研修等にも参加予定ということです。住所地からの距離は車で10分。その他は農地の区分は が3種、その他が2種、農振の区分は が地域外、その他が地域内青地、宅造規制は がなし、その他があり、風致地区は が無指定、その他が第2種、用途区分は が第2種中高層住居専用地域、その他が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

相続による所有権移転は届出でいいんですが、今回は法定相続人ではないので、申請が出てきたということです。長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員

ずっと手伝っていてきれいに手入れされている農地なので問題ないと思います。

安井 靖雄委員

農地は3か所にあるんですか。

事務局

位置図は3か所になってますが、実際には2か所です。17ページと20ページは同じ場所で筆が違うだけですが、所有者が違うため2枚になっています。

山田 秀明議長

他にご意見などございませんか。承認ということによろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 無登録農薬に関する注意喚起について
委員に説明し了承。
2. 地域計画現状地図・目標地図について
委員に説明し了承。
3. トラクターの安全確認について
委員に説明し了承。
4. 熱中症シールについて
委員に説明し了承。
5. 畑作業について
日程調整し委員了承。
6. 農林業センサス調査員について
委員に説明し了承。

議長 山田秀明

6番委員

松浦 忠

7番委員

西島 寿雄

熱海市農業委員会

令和6年9月総会 議事録

1. 日 時	令和6年9月25日(水) 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 田中 公一 小松 久峰 欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生 尾崎 隆英 長津 一男 出席職員(事務局) 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 農地法第3条の規定による許可申請書について 2. 非農地証明申請について 3. 農用地利用集積計画の決定について 4. 農用地利用集積計画の決定について 5. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は8番沢田さんと2番高橋さんです。議案1号農地法第3条の規定による許可申請書についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。 土地の所在が、伊豆山 登記・現況畑、面積532㎡、伊豆山 登記・現況畑、面積82㎡、合計で614㎡です。契約の内容が所有権移転。譲受人及びその世帯員が現に所有する農地はなし。機械の所有の状況は草刈り機2台、耕運機1台、動力噴霧器1台です。作付け作物・面積が柑橘類614㎡です。 農作業経験が38年。年間農作業従事日数が150日。臨時雇用労働力はなしです。農作業歴60年の世帯員と農業を行っていくということです。住所地は申請地の隣です。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長	田中さん調査に行った状況はいかがですか。
田中公一推進委員	自宅の隣の農地を購入して農業を行いたいという相談があり、今回の申請となりました。問題はないと思います。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案2号非農地証明申請です。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、下多賀 登記田・現況雑種地、165㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和56年ごろ、耕作以外の目的に供した理由が転用許可を受けたためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	沢田さん調査に行った状況いかがですか。
沢田 敏委員	ずっと駐車場や資材置場として使用していたということで、写真を見てもらえればわかると思いますが、問題ないと思います。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	議案3と議案4は農地バンクへの貸付ということで、一括で行います。現在借りているところの更新になります。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農用地利用集積計画の決定についてです。利用権を設定する方の貸付人が、 。借受人が静岡県農業振興公社。土地の所在が上多賀 地目が登記田・現況畑、2274.25㎡、上多賀 登記田・現況畑、1388㎡、上多賀 登記田・現況畑、475㎡です。権利設定期間が5年で、年間賃料は 円で使用貸借です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。議案4、利用権を設定する方の貸付人が、 。借受人が静岡県農業振興公社。土地の所在が上多賀 地目が登記畑・現況畑、733㎡、上多賀 登記畑・現況畑、985㎡です。権利設定期間が5年で、年間賃料は 円で合計 円、使用貸借です。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白、宅造規制あり、風致地区が第2種、用

	途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	所有者から農地バンクに貸し付けて、農地バンクから希望者に貸し付けるという流れになります。西島さん調査に行った状況いかがですか。
西島 壽雄委員	しっかり耕作していて、問題ないと思います。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. コンバインによる死亡事故について
委員に説明し了承。
2. 刈払機の作業中の事故に関する注意喚起について
委員に説明し了承。
3. 活動費について
委員に説明し了承。
4. 湯河原町との意見交換会について
委員に説明し了承。
5. 畑作業について

日程調整し委員了承。

議 長 山 田 秀 明

8 番 委 員 沢 田 敏

2 番 委 員 高 橋 恒 夫

熱海市農業委員会

令和6年10月総会 議事録

1. 日 時	令和6年10月25日(金) 午後1時30分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 小松 久峰 長津 一男 欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生 出席職員(事務局) 立見 修司 岡部 隆一 松村 光庸 遠藤 浩一
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. その他
5. 議 事	開始 午後1時30分 終了 午後2時30分
事務局	(人事異動に伴う、新・旧事務局長挨拶)
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は3番安井さんと5番相磯さんです。議案1号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、下多賀 登記田・現況宅地、525㎡、下多賀 登記田・現況宅地、6.61㎡、合計531.61㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和41年7月20日、耕作以外の目的に供した理由が、父が申請地に住宅を新築し、現在まで住宅として使用しているが、転用の経緯は不明ということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。
山田 秀明議長	松浦さん調査に行った状況いかがですか。
松浦 忠委員	現地確認をしまして、家が建っているのを確認しました。昔から家が建っていましたので問題ないと思います。

山田 秀明議長	写真を見てもらえばわかると思いますが、もう家が建っている状況です。人が住めないという状況ではありませんが、写真のとおり草やツルが茂っている状況です。
安井 靖雄委員	今は住んでないんですか。
松浦 忠委員	今は住んでないです。
山田 秀明議長	ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。
全 員	(異議なしの声あり)
山田 秀明議長	以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 活動費の通知について
委員に説明し了承。
2. 地域計画（案）について
委員に説明し了承。
3. 賀茂・東部地区農地利用最適化推進研修会資料について
委員に説明し配布。
4. 湯河原町との意見交換会日程について
委員に説明し了承。
5. 農地調整事務の概要について
委員に説明し配布。

議 長 山 田 秀 明

3 番 委 員 安 井 靖 雄

5 番 委 員 相 磯 恵 利 子

熱海市農業委員会

令和6年11月総会 議事録

1. 日 時	令和6年11月25日(月) 午後4時00分
2. 場 所	熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者	出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明 相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏 出席推進委員 田中 公一 小松 久峰 長津 一男 欠席委員 佐藤 瑞生 尾崎 隆英 出席職員(事務局) 立見 修司 岡部 隆一 松村 光庸
4. 審 議 案 件	1. 非農地証明申請について 2. 非農地証明申請について 3. 非農地証明申請について 4. 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 5. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 6. 農地転用事実確認願について 7. 農地法第3条の規定による許可申請について 8. その他
5. 議 事	開始 午後4時00分 終了 午後5時00分
山田 秀明議長	それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、非農地証明申請についてです。 土地の所在が、下多賀、登記田・現況公衆用道路、239㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和44年3月25日、耕作以外の目的に供した理由が、平成27年に相続により取得したものであるため詳細については不明ですが、昭和44年に道路の位置指定を受け、現在まで公衆用道路として使用していますということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法の手続きに詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風

致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 松浦さん調査に行った状況いかがですか。

松浦 忠委員 現地確認をしまして、5ページの写真の舗装されている道路部分と6ページの未舗装の道路部分になります。問題ないと思います。

山田 秀明議長 写真を見てもらえばわかると思いますが、位置指定道路となっています

安井 靖雄委員 6ページの未舗装部分もそうですか。。

山田 秀明議長 そうです。舗装部分には家が建っていて、未舗装部分には家が建っていないという状況です。ご意見ございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案2号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が、伊豆山、登記田・現況宅地、192㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和33年8月ごろ、耕作以外の目的に供した理由が、祖父が子供の勉強場所として建築したということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法の手続きに詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 田中さん調査に行った状況いかがですか。

田中公一推進委員 11ページ写真の青い屋根の建物部分が申請地です。家が建っていて問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案3号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が、下多賀、登記田・現況宅地、207㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和51年4月30日、耕作以外の目的に供した理由が、令和3年に相続により取得したため詳細は不明ですが、昭和52年に共同住宅を建築し現在

まで共同住宅敷地として使用しているということです。農地法所定の手続きをしなかった理由は、農地法の手続きに詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯恵利子委員 16ページの写真のとおり、共同住宅として現在も使用されていますので、問題ないと思います。

山田 秀明議長 写真のとおりアパートが建っております。ご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案4号農地法第4条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案4。農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、桜木町、登記・現況畑、739㎡です。転用の目的が自己住宅。事由の詳細が、所有農地と隣接する本地に住宅を建築・居住し、隣接農地の耕作・管理をしたいということです。工期が令和6年12月10日から令和7年8月1日までです。建築面積が423.1㎡です。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 安井さん調査に行った状況いかがですか。

安井 靖雄委員 22ページ写真のとおり、細長く海側に伸びた曲がった農地です。問題はないと思います。

山田 秀明議長 建物はどこに建ちますか。

事務局 一番奥に建築し、手前側は道になります。21ページ位置図の申請地の上と右側の農地が申請者の農地になります。令和3年に農地を取得し耕作していましたが、今回の申請地は日当たりが悪かったり、風が強かったりして生育が悪いそうです。また、イノシシもよく出るため、周りを柵で囲ったり、市役所の箱罾を設置したりしていますが、農地の横に自宅があることで、すぐ耕作できるということと、人の気配がすることで、イノシシ除けの効果を期待して建築したいということです。

山田 秀明議長 ご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案5号農地法第5条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案5。農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。
土地の所在が、
下多賀 登記畑・現況雑種地、105㎡です。転用の目的が住宅敷地。
権利設定事由が、隣接する土地を含めた3筆を一体利用する形で、住宅を建築したいということです。工期が令和7年1月10日から令和7年6月30日までです。
建築面積が80.1㎡です。権利の内容が所有権移転。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員 27ページ写真の奥の一段高い木が生えているところが申請地になります。問題はないと思います。

山田 秀明議長 他の土地と合わせて一体利用するということです。

小松久峰推進委員 道が狭いんですが、セットバックすれば建てれるんですか。

事務局 熱海市道や農道で許可する場合は、幅員4メートルを確保するように許可を出すのでセットバックすることになると思いますが、敷地が2メートル以上接していれば建てられるみたいです。

山田 秀明議長 ご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案6号農地転用事実確認願についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案6、農地転用事実確認願についてです。
土地の所在が下多賀、登記田・現況宅地、109㎡です。許可年月日が昭和51年6月24日、使用目的が住宅、建築面積が55.48㎡です。転用完了年月日が昭和56年。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第1種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 西島さん調査に行った状況いかがですか。

西島 壽雄委員 32ページの写真とおりに建物が建っていて問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

議案 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。事務局説明お願いします。

事務局

議案 7、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。

許可を受けよ

うとする土地が、伊豆山、登記・現況畑、69㎡、伊豆山、登記田・現況畑、575㎡、合計644㎡です。契約の内容が所有権の移転。所有する農地が681㎡です。これは申請地の隣になります。機械の所有の状況はなしです。作付作物・作付け面積が野菜を325㎡、柑橘類を319㎡です。農作業に従事する者が、49歳、男性、農作業歴6年、年間農作業従事日数が150日、臨時雇用労働力なし、備考で時間はかかるが世帯員と綺麗な農地にしていきたいということです。住所地は隣接地です。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

田中さん調査に行った状況いかがですか。

田中公一推進委員

去年取得した農地の隣になります。荒れていたんですが、草刈を始めたかしています。問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見ございますか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 手帳について
北伊豆地区で購入し配布。
2. 地域計画・目標地図の決定について
委員に説明し了承。
3. 畑作業について
日程調整し委員了承。

議 長 山 田 秀 明

6 番委員 松 浦 忠

7 番委員 西 島 壽 雄

熱海市農業委員会

令和6年12月総会 議事録

1. 日 時 令和6年12月25日(水) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏
出席推進委員 尾崎 隆英 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 安井 靖雄 佐藤 瑞生
田中 公一
出席職員(事務局) 立見 修司 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 非農地証明申請について
 2. その他

5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は8番沢田さんと5番相磯さんです。議案1号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号、非農地証明申請についてです。土地の所在が、泉元宮上分 登記畑・現況雑種地、188㎡です。耕作以外に供した年月日が10年以上耕作をしていない、耕作以外の目的に供した理由が、日当たりが悪く作物が育たないためということです。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 尾崎さん調査に行った状況いかがですか。

尾崎隆英推進委員 現在、畑への進入路が申請地隣の家の私道となっており、畑の周りにもフェンスがあり道からは進入できず、上側から崖地を降りていくような状況です。

山田 秀明議長 写真を見ていただければわかると思いますが、木が生えている状況です。ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 | (異議なしの声あり)
山田 秀明議長 | 以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 熱海市都市計画審議会委員の推薦について
委員に説明し了承。
2. 畑作業について
委員に説明し了承。
3. 協同朝市について
委員に説明し了承。
4. タブレットについて
委員に操作説明。

議 長 山 田 秀 明

8 番委員 沢 田 敏

5 番委員 相 磯 恵 利 子

熱海市農業委員会

令和7年1月総会 議事録

1. 日 時 令和7年1月27日(月) 午後4時00分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者
- | | | | | | |
|-----------|--------|-------|-------|-------|--|
| 出席委員 | 安井 靖雄 | 山田 秀明 | | | |
| | 相磯 恵利子 | 松浦 忠 | 西島 壽雄 | 沢田 敏 | |
| 出席推進委員 | 尾崎 隆英 | 田中 公一 | 長津 一男 | 小松 久峰 | |
| 欠席委員 | 榎本 忠幸 | 高橋 恒夫 | 佐藤 瑞生 | | |
| 出席職員(事務局) | 立見 修司 | 岡部 隆一 | 松村 光庸 | | |

4. 審議案件
1. 転用事実確認願について
 2. 非農地証明申請について
 3. 非農地証明申請について
 4. 非農地証明申請について
 5. 非農地証明申請について
 6. 事業計画変更承認申請について
 7. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 8. 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 9. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 10. 農地法第3条の規定による許可申請について
 11. その他

5. 議 事
- 開始 午後4時00分
終了 午後5時00分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は6番松浦さんと7番西島さんです。議案1号転用事実確認願についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号、転用事実確認願についてです。

土地の所在が、上多賀 登記田・現況その他、495㎡です。許可年月日が令和6年2月1日、使用目的が住宅、建築面積が84.46㎡、転用完了年月日が令和6年12月15日です。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 令和6年2月に5条申請が許可になったところに、住宅が建った場所になります。長津さん調査に行った状況いかがですか。

長津一男推進委員 住宅が建っていて問題ないと思います。

山田 秀明議長 写真を見てもらえればわかると思いますが、家が建って、裏側に庭があります。ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案第2号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が下多賀 地目が登記雑種地・現況雑種地、面積297㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和60年頃、耕作以外の目的に供した理由が、亡き父が自動車整備工場を新築したが、農地許可等の経緯は不明。平成4年12月に住居を新築した以前から工場はあったということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、相続により取得したため、農地法の許可等の経緯は不明ということです。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯 恵利子委員 工場となっているので問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案3から5号の非農地証明申請は申請者が同じなので合わせて審議したいと思います。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が、下多賀 地目が登記雑種地・現況雑種地、面積が531㎡です。耕作以外に供した年月日が、平成20年に贈与により

取得したため不明。耕作以外に供した理由が、平成20年にはすでに耕作を行っておらず不明ということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、地目が山林であり農地法に抵触するとの考えがなかったということですが、こちらは令和6年に登記を雑種地に変更したためこのような形になっています。その他は、農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区が第2種、用途区分が非線引き地区です。議案第4号、土地の所在が下多賀
地目が登記・現況山林、面積が1771㎡です。耕作以外に供した年月日は平成20年に相続により取得したため不明ということです。以下は議案3と同じです。議案第5号、土地の所在が下多賀
地目が登記山林・現況雑種地、面積が1033㎡です。耕作以外に供した年月日が平成20年に贈与により取得したため不明ということです。以下は議案3と同じです。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 小松さん調査に行った状況いかがですか。

小松久峰推進委員 平成20年となっておりますが、私の知る限りもっと昔から畑になっているのを見たことがないので、問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。

尾崎隆英推進委員 質問なんですけど、登記が雑種地とか山林でも申請は必要になるんですか。

事務局 登記か現況が畑とか田になっていれば申請が必要になります。本当は登記が山林で現況が畑になった時点で、登記を畑に変えてもらいたいんですが、そこまでやる人はほとんどいないのが現状です。

山田 秀明議長 他にご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案6と7号は5条の許可を受けたが、家が建てられなかったため事業変更で新しい事業継承者が5条で転用するという流れになります。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第6号事業計画変更承認申請についてです。

土地の所在が下多賀
地目が登記畑・現況その他、面積が147㎡です。変更前の事業計画に従った転用事業の実施状況は特になしで草刈程度ということです。事業計画どおりに転用事業を遂行することができない理由が、父が住居を新築する予定でしたが、病気により収入を得ることができなくなり、遂行できなかったということです。変更後の工期が令和7年3月1日から5月1日までで、変更後の建築面積が、駐車場147㎡です。権利の内容が所有権移転、その他は、農地の区分が第2種、農振の区分が地域内白地、宅造規制あり、風致地区

が第2種、用途区分が非線引き地区です。議案第7号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。申請者、土地の所在は議案6と同じです。転用の目的が駐車場、権利設定事由は経営する自動車販売・修理工場の車両置き場が手狭になり用地を取得する必要があるためということです。以下は同じになります。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯 恵利子委員 今現在隣に譲受人の駐車場があり、それを広げるということで、周辺に農地もなく問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案8から10号は一連の流れの申請になります。

事務局 ややこしい案件になるので最初に全体を説明します。42ページの位置図をご覧ください、一番右の筆とその左の細い筆は1筆の農地でしたが分筆されています。この農地は賃借権が設定されています。細い筆の左側に石積みがありますが、崩れてきていて危ないということで細い筆の左の宅地所有者がお金を払い、農地所有者が一番右の筆を4条申請で擁壁の設置行います。細い筆は宅地と同じ高さになり農地擁壁の外側になってしまうことから、5条申請で細い筆の左側宅地の住宅敷地として転用します。農地の工事に伴い農地面積が小さくなることから、農地の賃借権の設定を解約し新しい面積を3条申請で賃借権の設定をするという流れになります。今現在は 農地の賃借権を合意解約してもらい、農地法第18条第6項の規定による通知書を提出してもらったところです。ここから議案に入っていきたいと思います、議案第8号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が下多賀 の一部、地目が登記・現況畑、面積が338㎡の内5.25㎡です。転用の目的が擁壁設置。事由の詳細が土砂流出・崩落防止のため。工期が令和7年3月1日から3月31日です。建築面積が5.25㎡。その他は、農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

長津一男推進委員 5.25㎡はどちらの名義になるんですか。

事務局 一番右の農地所有者の名義になります。

山田 秀明議長 沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員 問題ないと思います。

山田 秀明議長 写真で見てもらうとわかると思いますが、家が建っていてその横の石積みが崩れてきているのがわかると思います。ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案第9号5条申請について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第9号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。細い筆になります。土地の所在が下多賀 地目が登記・現況畑、面積が56㎡です。転用の目的が住宅敷地、権利設定事由は自己所有地との境界上の石積みが不安定なため、新たに擁壁・側溝を設置し一体利用したいということです。工期は令和7年3月1日から3月31日で、面積は56㎡です。権利の内容が所有権移転。その他は、農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 56㎡が転用で左の宅地になって、5.25㎡の擁壁は右の農地の中で行うということですね。西島さん調査に行った状況いかがですか。

西島 壽雄委員 問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案第10号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。合意解約した農地に賃借権の設定をする申請になります。土地の所在が下多賀 地目は登記・現況畑、面積が338㎡です。契約の内容が賃借権の設定、譲受人の所有する農地の状況は賃借地が8886㎡です。譲受人の機械の所有の状況が、動力噴霧器3台、耕運機2台、草刈り機2台、トラック1台です。作付け作物・面積が、レモン338㎡です。農作業に従事する者が、職業は農業、農作業経験は7年、年間農作業従事日数は200日、臨時雇用労働力はなし。申請地では、今までどおりレモンを栽培するということです。住所地から農地まで2.2km、その他は、農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 松浦さん調査に行った状況いかがですか。

松浦 忠委員

3条で賃借権の設定ということで問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 韓国大根の説明について
日程調整し委員了承。

議 長 山 田 秀 明

6 番委員 松 浦 忠

7 番委員 西 島 壽 雄

熱海市農業委員会

令和7年2月総会 議事録

1. 日 時 令和7年2月25日(火) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者 出席委員 高橋 恒夫 安井 靖雄 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏
出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰
欠席委員 榎本 忠幸 佐藤 瑞生
出席職員(事務局) 立見 修司 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 農地法第3条の規定による許可申請について
 2. 非農地証明申請について
 3. 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 4. その他

5. 議 事 開始 午後1時30分
終了 午後3時00分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は8番沢田さんと2番高橋さんです。議案1号3条申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

土地の所在が、下多賀 登記・現況畑、360㎡、下多賀
登記・現況畑、1,110㎡、下多賀 登記・現況畑、328㎡で合計1,798㎡です。契約の内容は所有権移転。譲受人が所有する農地はなし。譲受人の機械の所有の状況が、噴霧器1台、草刈り機1台、チェーンソー1台を所有しており、粉碎機1台を購入予定です。作付け作物・面積が、野菜98㎡、柑橘類1,600㎡、柿100㎡です。農作業に従事する者が、
農作業経験なし、年間農作業従事日数が195日、臨時雇用労働力なし。備考で研修を5か月受講。長女38歳従事日数150日と作業を行う。将来的にはネット販売を目指す。ということです。住所地からの距離が9.8km。その他は農地の区分が第2種、農振の区分が地域内青地、宅造規制一部あり、風致地区

第2種、用途区分が非線引き地区です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 相磯さん調査に行った状況いかがですか。

相磯 恵利子委員 最近まで農業が行われていましたが、農業者が亡くなって息子さんに相続したところになります。きれいな農地で、次の方に引き継いでもらえるということで問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案第2号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号、非農地証明申請についてです。

土地の所在が伊豆山 登記田・現況宅地、253㎡、伊豆山
登記畑・現況宅地、77㎡、伊豆山 登記田・現況宅地、1,618㎡、伊豆山
登記田・現況宅地、76㎡、伊豆山
山 登記畑・現況宅地、23㎡、伊豆山 登記畑・現況宅地、3,3㎡、伊豆山
登記田・現況宅地、2,77㎡で合計2053.07㎡です。耕作以外に供した年月日が昭和62年3月頃、耕作以外の目的に供した理由が、昭和61年11月26日に農地法第5条の許可を受けたためということです。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制一部あり、風致地区が無指定、用途区分が第2種中高層住居専用地域です。補足ですが、昭和61年に許可を受けてテニスコートにして、賃借していたが、賃借の期限が切れた後は駐車場として使用していた。その後今回の住宅建築という流れになります。最初の許可後に地目の変更をしていれば問題なかったのですが、テニスコートがもうないので非農地証明申請を出してもらいました。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 高橋さん調査に行った状況いかがですか。

高橋 恒夫委員 今の補足の説明どおりで問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員 (異議なしの声あり)

山田 秀明議長 議案第3号5条申請について事務局説明をお願いします。

事務局 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。

土地の所在が下多賀 登記・現況畑、面積が
561㎡です。転用の目的が住居兼教室、権利設定事由は譲受人が現在マンション
に居住しているが、子どもの成長に伴い手狭となった。また、ダイビング教室を開
くこともあり、住居兼教室を建築したい。譲渡人が農地を相続したが、後継者がお
らず耕作地として維持できないということです。工期は令和7年4月1日から8月
31日で、建築面積は152.49㎡です。権利の内容が所有権移転。その他は、
農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制あり、風致地区が無指定、用
途区分が第2種中高層住居専用地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長

沢田さん調査に行った状況いかがですか。

沢田 敏委員

すぐ横に水路があるんですが、これは入っているんですか。

事務局

入ってないです。14ページの位置図見ていただいて、色の付いたところが申請
地ですが、右の細い筆が水路ですので今回の申請には入ってないです。

沢田 敏委員

水路が入ってなければ問題ないと思います。

山田 秀明議長

ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. 韓国大根について
内容説明し委員了承。
2. 地域計画の修正について
修正箇所説明し委員了承
3. 北伊豆地区農業委員会協議会総会について
内容説明し委員了承

議 長 山 田 秀 明

8 番 委 員 沢 田 敏

2 番 委 員 高 橋 恒 夫

熱海市農業委員会

令和7年3月総会 議事録

1. 日 時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分
2. 場 所 熱海市役所第1庁舎 4階第2会議室
3. 出 席 者
- 出席委員 榎本 忠幸 高橋 恒夫 山田 秀明
相磯 恵利子 松浦 忠 西島 壽雄 沢田 敏
佐藤 瑞生
- 出席推進委員 尾崎 隆英 田中 公一 長津 一男 小松 久峰
- 欠席委員 安井 靖雄
- 出席職員(事務局) 立見 修司 岡部 隆一 松村 光庸

4. 審 議 案 件
1. 非農地証明申請について
 2. その他

5. 議 事
- 開始 午後1時30分
終了 午後2時30分

山田 秀明議長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。本日の議事録署名人は5番相磯さんと6番松浦さんです。議案1号非農地証明申請についてです。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号、非農地証明申請についてです。
土地の所在が下多賀、登記田・現況宅地、195㎡です。耕作以外に供した年月日不詳、耕作以外の目的に供した理由が、祖父が車庫・倉庫・庭など、住宅敷地として利用したため。農地法所定の手続きをしなかった理由が、農地法に詳しくなかったため。その他は農地の区分が第3種、農振の区分が地域外、宅造規制なし、風致地区が無指定、用途区分が第2種住居地域です。これについて審議をお願いします。

山田 秀明議長 松浦さん調査に行った状況いかがですか。

相磯 恵利子委員 5ページの写真を見てもらうとわかると思いますが、数十年前から宅地になっている場所になります。問題ないと思います。

山田 秀明議長 ご意見はございませんか。承認ということでよろしいでしょうか。

全 員

(異議なしの声あり)

山田 秀明議長

以上で審議は終わりました。

【その他】

1. キムチ大根について
内容説明し委員了承。
2. 令和5年度農薬の使用に伴う事故及び被害の実態調査結果について
委員に説明し了承。
3. 令和7年度の定例総会・農地調査の日程について
日程表を配布し委員了承。
4. 令和7年度の最適化活動の目標設定について
委員に説明し了承。
5. 熱中症対策について
委員に説明し了承。
6. 利用状況調査について
委員に説明し了承。
7. 農業新聞の値上げについて
委員に説明し了承。
8. 新規就農希望者への紹介農地について
委員に説明し了承。

議 長 山 田 秀 明

5 番 委 員 相 磯 恵 利 子

6 番 委 員 松 浦 忠